

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存 共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り 組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や 企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時 等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画） 策定の助言等の支援も進めます。

### 【個別項目】

1. 企業間の連携（オープンイノベーション、等）
2. 健康経営に関する取組（健康経営の実践、周知啓蒙や地域企業の健康経営の支援、等）

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極 的に取り組みます。

① 價格決定方法 不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に 1 回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者 における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務 費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で 決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト 増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件 請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業 者の負担とせず、また、支払サイトを 60日以内とします。

③ 知的財産・ノウハウ 「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契 約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用 したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ 取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わ ない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上 一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継 続等に配慮します。 3. その他 約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行 に取り組みます。

2025 年 5 月 1 日  
De-light corporation 株式会社  
代表取締役 手塚 康文